

国際投資仲裁
——制度の概要と日本との関わり——

国際法学会エキスパート・コメント No. 2025-5

田村侑也（金沢大学講師）

脱稿日：2025年4月26日¹

国際投資仲裁（international investment arbitration、以下、単に「投資仲裁」）をめぐっては、公になっている投資条約仲裁（後述）がこれまでに1,401件（2024年12月31日時点）となり²、昨今、日本企業が利用するほかにも、外国投資家が日本を相手取った事例も確認されています。本稿では、Q&Aの形式で、今後の展望も含めた投資仲裁制度の概要をご説明したいと思います。

Q1：そもそも、投資仲裁とはどのようなものなのでしょうか？

A1：投資仲裁は、外国投資家と投資受入国との間に生じる投資紛争の解決（Investor-State Dispute Settlement：ISDS）制度のひとつです。

例えば、日本企業であるX社が、販路拡大のための子会社や生産拠点としての工場をY国に新設した場合、X社が（Y国から見た）外国投資家（以下、単に「投資家」）となり、Y国がX社による投資を受け入れた投資受入国となります。そして、X社が行った投資に関して、X社とY国との間で紛争が生じた場合、その解決のために用いられることが多いのが、本稿で紹介する投資仲裁³です。国際的な紛争を解決するための仲裁には、国家間での紛争を対象とするものや、主に私人間での（物品売買・役務提供といった）国際商取引から生ずる紛争を対象とするもの（いわゆる国際商事仲裁）もありますが、それらと投資仲裁との間には、紛争の当事者や内容に違いがあると言えます。

Q2：なぜ投資仲裁という制度があるのでしょうか？

A2：投資仲裁の主たる目的として、中立的な紛争解決手段の確保が挙げられます。

例えば、X社が新設した工場が、Y国の政府によって収用されたとします。この場合、X社にはどのような手立てがあるのでしょうか。Y国政府が、工場の返還や補償に応じない場合、X社としては、Y国を被告とする訴えを、Y国の裁判所に提起することが考えられます。

¹ インターネット上の参考文献の最終閲覧日も同様です。

² UNCTAD, “[1,401 cases now available in the Investment Dispute Settlement Navigator](#)” (2025).

³ 例えば、後述するICSID仲裁では、「[ICSID条約] 締約国……と他の締約国の国民との間で投資から直接生ずる法律上の紛争」（ICSID条約25条1項（公定訳））について、仲裁付託が可能です。

しかし、司法の独立が十分に確立していないなどの理由から、X社は、Y国の裁判所に中立的な判断を期待できないかもしれません。投資仲裁は、投資紛争の解決を、(基本的には紛争当事者によって選ばれる)第三者たる仲裁人(ら)に委ねることを可能にします。

なお、Y国ではなく、日本または第三国の裁判所に訴えを提起することも考えられますが、その場合には、裁判権免除(immunity from jurisdiction)の壁が立ちはだかります。この点、日本の裁判所は、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律の下で、相手国の明示的な同意がある場合(同法5条)や、当該国の商業的取引から生じた紛争である場合(同法8条)などを除き、外国を被告とする訴えを引き受けることができません(同法4条)。または、X社の本国(国籍国)である日本が、Y国の収用行為によって自国民であるX社が損害を被ったとして、Y国の責任を追及する(=外交的保護)ことも考えられますが、日本が実際に動くかは、Y国との外交関係も踏まえた日本政府の判断となり、X社が何か具体的な救済を得られるかどうかは不透明と言わざるを得ません。投資仲裁制度が発展した背景には、以上のような、国家裁判所や外交的保護を用いた投資紛争解決の「限界4」があると言えます。

Q3: 外国投資家が投資仲裁を利用したい場合、一方的に開始できるのでしょうか。

A3: 投資家と投資受入国との間に仲裁合意が必要となります。

仲裁による紛争解決を行うためには、仲裁に付託することについて、紛争当事者が合意しなければなりません。今日の多くの投資仲裁は、二国間または多国間での投資関連協定(自由貿易協定や経済連携協定の投資章も含む)上の仲裁条項に基づいて行われています。そもそも、投資関連協定は、国家間で締結される条約であって、収用に関する要件、内国民待遇、最恵国待遇、また公正・衡平待遇など、投資受入国が相手国の投資家に対して与える待遇を規定しています。そして、それら実体的な規定に加え、投資家との間に投資紛争が発生した場合に備えて、仲裁条項が置かれることが少なくありません。X社の例について、日本とY国との間に投資協定があり、その中に仲裁条項が置かれている場合、日本およびY国は、相手国の投資家に対して、投資紛争発生時の仲裁利用を事前に申し込んでいると解されます。したがって、X社が、Y国を被申立国とする仲裁を申し立てる(=Y国による仲裁への申込みを承諾する)と、X社とY国間に有効な仲裁合意が成立します⁵。

そのような仲裁条項は、日本が締結している投資関連協定の多くに置かれており、近時の

⁴ そのような「限界」の詳細につき、石川知子「投資仲裁」柳赫秀編著『講義 国際経済法』(東信堂、2018年)381頁、382-385頁参照。

⁵ なお、投資関連協定上の仲裁条項の文言によっては、投資受入国による仲裁への同意を構成するものではない(=別途の同意が必要)、と解されることもあります。この点を含め、投資仲裁における仲裁合意の構造については、Rudolf Dolzer et al., *Principles of International Investment Law* (3rd ed., Oxford University Press, 2022), pp. 360-369のほか、瀨本正太郎「仲裁廷構成後から本案判断まで」柳赫秀編著『国際経済紛争解決手続法——WTOと投資仲裁——』(博英社、2023年)255頁、256-257頁など参照。

例としては、アンゴラやバーレーンとの間の投資協定のほか、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）にも置かれています。これに対して、日本＝英国包括的経済連携協定や、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定にはありません⁶。このように、日本が締結するすべての投資関連協定に仲裁条項が置かれているわけではなく、また、どのような紛争が投資仲裁の対象となるかについても、個別の投資関連協定の規定によります⁷。なお、投資家と投資受入国間で締結された契約に仲裁条項が置かれる場合や、投資受入国の外国投資に関する立法に仲裁条項が置かれる場合など、投資関連協定上の仲裁条項によらない投資仲裁もあります。

Q4：投資仲裁には、どのような種類があるのでしょうか。

A4：ICSID 仲裁と非 ICSID 仲裁の 2 つに大別することが可能です。

まず、ICSID 仲裁とは、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下、「ICSID 条約」）の下で行われる投資仲裁を指し、投資紛争解決国際センター（ICSID）の[ウェブサイト](#)によれば、日本を含む 158 の国が締約国となっています⁸。次に、非 ICSID 仲裁とは、ICSID 条約の下で行われない投資仲裁を指し、国際商業会議所（ICC）の仲裁裁判所などを利用する機関仲裁のほか、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）仲裁規則を用いたアドホック仲裁があります。国連貿易開発会議（UNCTAD）の資料⁹によると、全体としては ICSID 仲裁の利用が多いことが分かります。

ICSID 仲裁は、非 ICSID 仲裁に比べて、国家法／国家裁判所による規律を受ける範囲が狭いと言えます（「delocalization」と表現されることがあります¹⁰）。例えば、X 社が、日本＝Y 国投資協定上の仲裁条項に基づいて仲裁を申し立てたところ、3 名の仲裁人らから構成される仲裁廷が、Y 国による当該協定違反を認定し、Y 国に X 社への金銭の支払いを命じる仲裁判断を下したとします。このとき、紛争当事者が、仲裁廷が管轄権の及ばない（＝仲裁合意の範囲外の）事項について判断した、など一定の事由があると考えた場合、仲裁判

⁶ 日本が締結している投資関連協定については、経済産業省通商政策局編『[2024 年版不正貿易報告書](#)』第 III 部第 5 章（2024 年）620-631 頁参照。

⁷ 投資関連協定の保護の対象となる「投資家」や「投資（財産）」の定義は、各協定によって異なります。したがって、X 社が、日本＝Y 国投資協定上の仲裁条項に基づく仲裁手続を利用するためには、そもそも X 社が、①当該協定における「投資家」に該当し、かつ、②X 社による投資が当該協定における「投資（財産）」に該当する必要があります。また、日本＝Y 国投資協定上の仲裁条項に基づいて、どのような紛争を仲裁付託できるのか（例えば、Y 国による当該協定違反以外にも、Y 国が投資家との間で締結した契約に関する紛争も付託可能なのか）についても、当該協定の規定によります。

⁸ なお、ICSID 仲裁が利用できない場合（例えば、Y 国が ICSID 条約締約国でないなど）、ICSID 追加的制度による仲裁が利用可能です（ただし、同条約の適用を受けないため、分類としては非 ICSID 仲裁です）。

⁹ UNCTAD, “[Facts and Figures on Investor–State Dispute Settlement Cases](#)” (2024), p. 2.

¹⁰ 玉田大「仲裁規則の選択と仲裁廷の構成」柳『前掲書』(注 5) 221 頁、227 頁。

断の取消しを申し立てることが可能です。この場合、一方で、ICSID 仲裁の場合には、特別委員会（*ad hoc Committee*）が構成され、ICSID 仲裁制度内で処理されますが（ICSID 条約 52 条）、他方で、非 ICSID 仲裁の場合には、原則として、その仲裁が行われた場所（＝仲裁地）がある国の裁判所に係属します（例えば、日本が仲裁地であったならば、日本の裁判所に取消申立てが可能です（仲裁法 3 条 1 項および 44 条））。

また、仲裁判断の承認・執行についても違いがあります。例えば、X 社への金銭の支払いを命じる仲裁判断が下され、Y 国はそれに従わなければならないにも拘らず、任意に履行しないとします。このとき、X 社が、当該仲裁判断に基づいて、日本に所在する Y 国の財産に対する強制執行を申し立てるためには、仲裁判断の承認・執行が必要となります。一方で、ICSID 仲裁の場合、ICSID 条約 54 条に規定が設けられていますが、他方で、非 ICSID 仲裁の場合には、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下、「ニューヨーク条約」）または各国の仲裁法に基づく手続が考えられます。この点、ニューヨーク条約や日本の仲裁法には、仲裁判断の承認・執行拒絶事由が定められています。ICSID 条約にはそのような拒絶事由はないので、一般論として、非 ICSID 仲裁における承認・執行可能性は、ICSID 仲裁の場合と比べて低いと言えます。

なお、具体的な強制執行手続は、ICSID 仲裁・非 ICSID 仲裁のどちらであっても、手続が執られる国の国内法によりますが、外国国家の財産に対する強制執行については、執行免除（*immunity from execution*）という壁が立ちはだかります。日本における執行免除についても、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律に規定が置かれており、そのような強制執行は、相手国が明示的に同意している場合（同法 17 条）や、執行対象の財産が非商業的目的以外にのみ使用される場合（同法 18 条）など、限定的な場合にのみ認められます。このため、X 社のような投資家の側が、強制執行可能な投資受入国の財産を特定しなければならない、という困難性が指摘されています¹¹。

Q5：日本や日本企業が当事者となる事案も増えているのでしょうか？

A5：日本が被申立国となった事例は 1 件、日本企業が（直接の）申立人となった事例は 6 件確認されています¹²。

まず、日本に対して仲裁が申し立てられた事例として、**Shift Energy v. Japan** 事件（日本＝香港投資協定に基づく）があります。日本の再生可能エネルギー固定価格買取制度（以下、「FIT 制度」）の変更に端を発するこの事件は、日本が被申立国となった最初の事例として注目されますが¹³、投資家の請求が認められなかった（＝日本に有利な仲裁判断が下され

¹¹ 例えば、猪瀬貴道「本案判断とその後および国家間手続」柳『前掲書』（注 5）305 頁、325 頁参照。

¹² 以下、各事件の概要を含め、UNCTAD の [Investment Policy Hub](#) における [Investment Dispute Settlement Navigator](#) を参照。なお、日本企業が直接の当事者となっていない事例（*Saluka Investments BV v. Czech Republic* 事件など）もあります。

¹³ この事件を含め、FIT 制度と投資仲裁については、猪瀬貴道「再生可能エネルギー政策

た)との結果のみ公となっており、仲裁判断の内容それ自体は公表されていません¹⁴。次に、日本企業が外国に対して仲裁を申し立てた事例としては、スペイン(4件、いずれもエネルギー憲章条約に基づく)、インド(1件、日本=インド包括的経済連携協定に基づく)、および中国(1件、日本=中国投資協定に基づく)が確認されています。

なお、投資仲裁に対しては、ある仲裁手続の仲裁人に選ばれた人物が、他の仲裁手続では代理人に就くといった **double-hatting** と呼ばれる問題や、仲裁廷ごとに判断が異なる一貫性の欠如など、種々の批判が向けられてきました。現在、それら問題に対応するために、主に UNCITRAL の第三作業部会で改革作業が進められており、2024年には国際投資紛争解決における仲裁人の行動規範が採択されています。また、この ISDS 改革においては、個別の事件ごとに仲裁人が選ばれる既存の投資仲裁と異なり、常任のメンバーから構成される常設の上訴制度の導入や投資裁判所の設立も検討されています¹⁵。そのような新たな投資紛争解決機関については、UNCITRAL 事務局による条文案¹⁶が作成され、第三作業部会での議論が行われており、その設立の是非も含めて、今後の議論の行方が注目されます。

以上

と投資紛争リスク」[国際法学会エキスパートコメント No.2022-3](#) (2022年) など参照。

¹⁴ 猪瀬貴道「投資仲裁決定」『日本国際経済法学会年報』33号(2024年)261頁、266頁も参照。

¹⁵ 投資裁判所構想の背景については、中西優美子「欧州連合(EU)と投資問題」[国際法学会エキスパート・コメント 2019-2](#) (2019年)なども参照。

¹⁶ UNCITRAL, "[Possible reform of investor-State dispute settlement \(ISDS\), Draft statute of a standing mechanism for the resolution of international investment disputes, Note by the Secretariat](#)," A/CN.9/WG.III/WP.239 (2024). なお、この草案の一部については、ISDS改革の背景と併せて、田村侑也「新たな投資紛争解決機関による判断の承認・執行——UNCITRAL 第3作業部会事務局による条文案を手がかりに——」『日本国際経済法学会年報』33号(2024年)189頁でも紹介・検討しました。